

## 自動販売機設置事業者募集要項 (自動販売機販売機設置場所貸付に係る要項)

### 1 目的

この要項は、公益社団法人七尾市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)が管理する施設に設置する自動販売機の設置事業者(以下「設置事業者」という。)を決定するため、スポーツ協会が行う入札参加募集について、必要な手続き等を定めるものである。

### 2 貸付物件

別添「貸付物件一覧表」を参照

- ※ 貸付場所は、自動販売機設置位置図のとおり。
- ※ 貸付面積には、放熱余地・転倒防止板を設置する面積を含む。
- ※ 複数の物件に入札参加することも可能。

### 3 貸付期間

貸付期間は、**令和8年4月1日から令和9年3月31日**までとする。ただし、令和9年4月1日から、さらに七尾市の指定管理（3年）を受けたときは、双方協議のうえその期間の末日まで延長することができる。

ただし、貸付期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、貸付を取り消す場合がある。

### 4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 石川県内に本社(本店)、支社(支店)若しくは営業所等を有する法人又は七尾市内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。
- (4) 会社更生法等の適用となる経営不振の状態にない者であること。
- (5) 最近1年間、スポーツ協会管理施設の使用料等の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及びその暴力団員又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

## 5 自動販売機の設置条件

### (1) 使用形態

自動販売機の設置については、設置事業者は、賃貸物件を自動販売機及び回収ボックスの設置並びにこれらの管理以外の用途に供してはならない。

### (2) 貸付料

貸付料の年額は、落札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

### (3) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理費及び撤去に要する工事、移転等の費用並びに自動販売機の稼動に係る光熱水費は、設置事業者負担とする。なお、光熱水費に係る検針用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）は、設置事業者において設置すること。

### (4) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 入札条件を遵守し、貸付料及び電気料の請求を受けた納期限までに、確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ③ 自動販売機の設置業務において、第三者に管理・運営を委託する場合は、事前にスポーツ協会に届け出るものとすること。
- ④ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路についてスポーツ協会の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、清涼飲料水等とし、酒タバコ類の販売は行わないこと。  
なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前にスポーツ協会と協議を行うこと。

## 6 質問及び回答

質疑がある場合は、スポーツ協会所定の質問書（様式4）により、電子メール、FAXまたは持参してください。

- (1) 期 間 令和8年1月9日（金）から令和8年1月18日（日）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 場 所 公益社団法人七尾市スポーツ協会 事務局  
E-mail nanao-bunka-hall@sports-nanao.or.jp

## 7 応募申込手続

応募しようとする者は、応募申込書、入札書及び必要書類を添えて次により提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式1）

- ② 誓約書（様式2）
- ③ 販売品目等一覧表（様式3）
  - ※同時に複数の物件を申込みされる場合は、物件ごとに提出すること。
- ④ 入札書（様式6）
- ⑤ 委任状（様式7）必要に応じて添えること。
- ⑥ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）3箇月以内に取得したもの
- ⑦ 法人の場合は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）、個人の場合は住民抄本（3箇月以内に取得したもの）
- ⑧ 設置予定自動販売機のカタログ（コピー可）

（2）申込受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月10日（火）まで（月曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで。

（3）受付場所

七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾サンライフプラザ内  
公益社団法人七尾市スポーツ協会 事務局

（4）申込みの方法

受付期間内に、（1）の提出書類を受付場所に直接持参すること。なお、郵送等による受付は行わない。

8 開札執行の日時及び場所

- （1）日 時 令和8年2月12日（木） 午前10時00分より
- （2）場 所 七尾市本府中町ヲ部38番地  
七尾サンライフプラザ 文化ホール・第13会議室

9 入札保証金

免除

10 入札の提出方法等

- （1）に記載の物件ごとに年間の金額を付して入札する。
- （2）入札に記載する金額は、年額で見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（様式6）に記載すること。
- （3）入札書は、スポーツ協会の様式により作成し、封かん及び封印のうえ入札書に氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。
- （4）入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状（様式7）を持参させなければならない。

11 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- （2）競争入札に関する条件に違反した入札

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印の欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札に際して連合等による不正行為があつた入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね2人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (10) 郵便、電報、電話、FAX等による入札
- (11) その他必要事項を確認できない入札

## 12 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札執行日前にあっては、入札辞退届（様式8）をスポーツ協会に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。
  - ② 入札執行日にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いをうけるものではない。

## 13 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

## 14 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札執行担当者以外の当協会職員1名以上の立会いのうえ開札し、最低貸付料以上の金額で、最高の金額をもって有効な入札した者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札執行担当以外の当協会職員が「くじ」を引き落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (4) 落札者には、FAXで案内したうえで、郵送にて通知する。
- (5) 落札者は、設置予定者として決定されたものとする。

## 15 設置事業者の提出書類

設置事業者に決定した者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出すること。

(1) 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式9）

16 設置事業者の決定の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の締結に応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合
- (3) その他自動販売機設置手続きの相手方として不適当と認められた場合

17 契約の締結

落札者は、令和8年3月6日（金）までに、スポーツ協会事務局へ契約書を2部提出しなければならない。

18 契約保証金

免除

19 その他

- (1) 自動販売機の設置にあたってはスポーツ協会の指示に従うものとする。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復してスポーツ協会の確認を受けなければならない。
- (3) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

20 問い合わせ先

〒926-0021 七尾市本府中町ヲ部38番地（七尾サンライフプラザ内）

公益社団法人七尾市スポーツ協会 事務局

TEL (0767) 53-1160 FAX (0767) 53-3260

URL <http://sports-nanao.or.jp>

E-mail [nanao-bunka-hall@sports-nanao.or.jp](mailto:nanao-bunka-hall@sports-nanao.or.jp)